

(仮称) 十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討及び見直し

現在、県が検討を進めている「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」では、自然環境、景観、歴史、文化等を保全すべき地域を指定（ゾーニング）することとしていることから、同制度の議論を踏まえて今後の事業計画を検討すること。

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存の風力発電事業が存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、現在、検討を進めている「青森県自然・地域と再生可能エネルギー

一との共生制度」の合意形成手続や青森県環境影響評価条例で開催が義務付けられている説明会を通じて、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

2. 各論

(1) 土壌環境・その他の環境

対象事業実施区域の表層地質は火山性であるため、掘削土が雨水と接することにより酸性水が発生し、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、地質に由来する酸性水の発生の有無について調査を行った上で、必要に応じて地形・地質を環境影響評価項目に選定し、適切な手法により予測及び評価を行うこと。

(2) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路となっており、施設の稼働により、これらの鳥類にバードストライク等の影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、同区域周辺は、渡り鳥の夜間の移動経路となっていることから、夜間の渡りの状況を適切に把握するため、レーダー調査を実施すること。

イ 希少猛禽類及び渡り鳥の調査について、対象事業実施区域の北東側に調査地点が設定されておらず、希少猛禽類の生息状況や渡り鳥の渡りの状況を十分に把握できないおそれがあることから、同区域の北東側にも調査地点を追加すること。

(3) 植物

植物相の調査について、カヤツリグサ科の正確な種の同定が可能となる結実期と早春の植物の地上部出現時期は必ずしも一致しないことから、地元の複数の専門家から意見を聴取した上で、適切な調査時期を設定すること。

(4) 生態系

対象事業実施区域は、その大部分がふるさとの森と川と海保全地域に指定されており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域から当該地域を除外すること。

(5) 景観

ア 対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である八幡岳のほか、雛岳等の主要な眺望点が存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である「わんだむらんど」及び「東八甲田家族旅行村」が存在しており、工事用資材等の搬出入ルートとこれら活動の場へのアクセスルートが重なることにより、当該活動の場へのアクセスに影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目に選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(7) その他

ア 対象事業実施区域は、その大部分が水源かん養保安林となっており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。

イ 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにした上で、周辺環境に及ぼす影響を予測及び評価すること。